

平成29年9月22日

第3回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成29年9月22日(金) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	志村 忠昭	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	尾崎 忠義
11番	渡邊美喜子	12番	庄野 克宏
13番	門 瀧雄		

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	神原 宏一
町長公室長	中川 隆弘
総務課長	矢野 修司
政策企画課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民課長	多田羅 勝弘
福祉保健課長	藤原 安江
福祉保健課主幹	丸岡 多恵子
環境課長	石井 克典
建設課長	三谷 勝則
産業課長	岡部 登
消防長	木村 政文
上下水道課長	中田 健二
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

本日も定刻にご参集を頂きまして、誠にありがとうございます。

ただ今、出席議員は13名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付の通りであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、5番、隅岡美子君、6番、村岡清邦君を指名いたします。

日程第2、委員長報告を行います。

9月20日に開催されました総務教育常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、小川保君。

総務教育常任委員会委員長（小川 保）

おはようございます。

平成29年9月20日に開催しました総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告致します。

まず報告の前に、5日前の9月17日の台風で町内たくさんの方々が被災されました。

謹んでお見舞い申し上げます。

それでは報告致します。

審議事項。

議案第1号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。

議案第4号、平成29年度多度津町一般会計補正予算（第3号）。

議案第5号、平成29年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第1号）。

議案第6号、平成29年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第1号）。

議案第7号、平成29年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第2号）。

議案第8号、平成29年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第1号）。

議案第9号、平成29年度多度津町水道事業会計補正予算（第1号）。

議案第10号、平成28年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定について。

議案第11号、平成28年度多度津町特別会計国民健康保険歳入歳出決算認定について。

議案第12号、平成28年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所歳入歳出

決算認定について。

議案第13号、平成28年度多度津町特別会計公共下水道歳入歳出決算認定について。

議案第14号、平成28年度多度津町特別会計介護保険事業歳入歳出決算認定について。

議案第15号、平成28年度多度津町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について。

議案第16号、平成28年度多度津町水道事業会計歳入歳出決算認定について。  
審議結果。

議案第1号及び議案第4号から議案第16号について、委員、傍聴議員より。

一つ、地域公共交通網アンケート調査分析業務委託料の450万円はどのようなものか。

一つ、地域公共交通網アンケート調査の配布先はどうなっているのか。

一つ、病児・病後児保育事業委託料の内容の詳細を具体的に教えてもらいたい。

一つ、社会教育総務費の緊急保全対策事業費補助金100万円はどこの補助なのか。

一つ、ふるさと納税の総額はいくら位になるのか。

一つ、ふるさと納税の返礼品の数ほどの位あるのか、また、返礼品で特に人気があるのは何か。米はどうか。

一つ、ふるさと納税の使途名5項目ごとの金額は分かるのか。

一つ、ふるさと納税の使途のうち、その他の使い道は、町長が決めるのか。

一つ、公園事業費・修繕料80万円計上しているが、「さくらの森 高原」のバラの増設がなぜ通らないのか。

一つ、小学4年生の血液検査で脂質異常・肝機能障害・Ⅱ型糖尿病リスクが出ているとの新聞報道があったが、町内の小学校はどのような状況になっているのか。

一つ、公共下水道の借入限度額が5億360万円と前回の4億6,900万円から上がっており、償還の方法で据え置き期間とか償還期間を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができるとあるが、今まで実施したことはあるのか。

一つ、現在、下水道区域内で、高齢等で接続されていない家は何%位あるのか。

一つ、東京都の水道の有収率は98%で専門の調査員が深夜に調べているが、多度津町の水道の有収率を上げる方法は何か考えているのか。

一つ、水道の漏水調査はやっているのか。

- 一つ、水道の漏水の通報があつてから修理に動くのか。事前に分からないのか。
- 一つ、個人家庭の漏水は検針の人がするのか。
- 一つ、町広報で漏水等のQ&AでPRしてもらいたい。
- 一つ、先日の渇水時に多度津は水圧調整をしたのか。
- 一つ、県水道一元化になると渇水時に県水が最大12%しか来なくなると聞いたが、その時には多度津はどのくらいの減水率になるのか。
- 一つ、公有財産の訂正があつたが、地籍調査で分かった誤差は入っているのか。
- 一つ、決算書の河川改良費で繰越明許費2,400万円とあるが、何の工事なのか。
- 一つ、主要施策の成果のうち、準要保護児童学用品他671万4,203円とあるが、言葉の意味と内容を教えてもらいたい。
- 一つ、準要保護児童学用品にはランドセルも入るのか。
- 一つ、保護者は準備の必要があつて早く欲しいが、給付は入学する前にももらえるのか、入学後にももらえるのか。
- 一つ、準要保護児童の対象者数はどの位いるのか。
- 一つ、準要保護児童の対象は具体的にどういうものか。
- 一つ、ふるさと納税の用途には交通安全対策費1,154万6,000円が該当するのか。
- 一つ、桜川排水機場No.1、No.2自家発電機始動用バッテリー交換で各々118万8,000円、また、桜川排水機場中央監視装置更新工事も含めると1,000万円超の工事になるが、入札はしているのか。
- 一つ、先日の台風時には排水が間に合わず、床下・床上浸水被害が出たが、桜川排水機場は自家発電機で回したのか。
- 一つ、排水が間に合わなかったということだが、ポンプをもう1基増設することは考えていないのか。
- 一つ、島の診療所で島の人に出している薬は島外でもらうようになるのか。また、ジェネリック薬品なのか。
- 一つ、国保は年々医療費が大きくなっており、医師から処方された薬が家庭で相当残っているが、薬剤師に届けるとか使用出来るものは使うように啓発活動しないといけないのではないのか。
- 一つ、今、要介護3以上で施設に入りたいと希望している人で、入れない人はどの位いるのか。
- その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より。
- 一つ、地域公共交通網アンケートは、コミュニティバスをはじめとする地域

公共交通の導入にあたり、今年度中に2,000名を対象にアンケート調査を行って、住民の移動手段の実態とニーズの拾い上げをして集計と分析をするものである。

一つ、地域公共交通網アンケート調査の詳細は決定していないが、エリア・年齢・性別が偏らないようランダム抽出による2,000名を考えている。

一つ、病児・病後児保育事業委託料は「くるみクリニック」に委託した事業で、10月1日から開始予定であり、内容の詳細は建設産業民生常任委員会で報告予定である。

一つ、緊急保全対策事業費補助金は未指定の文化財に対して、そのまま放置すると文化的価値が失われるものに緊急に補助を行うもので、合田邸を想定している。

一つ、ふるさと納税は平成28年4月から7月で838万円だったが、29年の同時期では1,741万円と2.1倍となっており、総額は2億4,000万円を見込んでいる。

一つ、ふるさと納税の返礼品の数は69品目で、人気のある返礼品は海産物・オリーブオイルである。米は当初から倍の量にしたが、どのように出していくか協議していく。

一つ、昨年度のふるさと納税の使途名別は、生活・自然1,850万円、保健・福祉1,240万円、教育・文化1,680万円、観光・産業1,090万円、その他5,670万円ほどである。

一つ、ふるさと納税の使途名のうち、その他は指定されていないので、町長が決めることになる。

一つ、「さくらの森 高原」にはバラの花壇が2ヶ所あり、管理してもらっている部分の設置する場所には工夫が必要なこともあり、今回は工事費の予算を計上していない。

一つ、今年度より小学4年生の生活習慣病予防の事後指導で保健センターの管理栄養士が関わるようになり、90%が受診して50名が糖尿病・脂質異常等の対象となっているが、真に必要な13～15名に対しては30分から40分かけて保護者とともに指導をしている。

一つ、平成18年度、19年度、20年度に保証金免除の繰上償還ということで、利率5%以上のものは保証金を免除された上で繰上げ償還を行い、資金として不足する部分については、別途借換えで低利で借り換えた経緯はある。

一つ、下水道法上は3年以内に接続することになっているが、未接続者には県のゼロ予算事業を活用して訪問を実施し、接続を促している。高齢者に限定した数字は把握していないが接続していないのは11.17%となっている。

一つ、現在の有収率は90.2%であり、計画的に漏水調査を行なっている。

一つ、漏水調査は28年度に業者委託で実施し、29年度は職員が夜中に実施し

た。

一つ、制御盤で監視も行い、不自然な増え方があった場合は、特に業者に委託して調査している。小さい漏水は発見が困難なので普段から注意してもらい通報して頂きたい。

一つ、月初めの検針で不自然な水量増加や留守宅でメーターが回っている場合は、上下水道課に連絡が入ることになっており、使用者側の漏水であれば連絡をしている。

一つ、第2次取水制限時には県水を契約水量の5%減で受け入れ、広報車で節水を呼びかけたが減圧はしていない。

一つ、30年から企業団が出来て一元化していくものの39年までは区分経理となっているため、10年間は今までどおり、平瀬浄水場の水源は確保して使用が増えるようにしている。県水、平瀬、北嶋の3つの浄水場の水源の比率については、まだ決まっていないので10年後に一元化した後でないとはっきりとは申し上げることができない。

一つ、地籍調査で分かったものも公有財産に反映している。

一つ、2,400万円は28年度から29年度に繰越したもので、青木転石の急傾斜地の工事であり、現在工事中である。

一つ、児童の就学にかかる援助費であり、扶助費で計上して学用品及び給食費や修学旅行費等が含まれている。要保護児童が生活保護家庭で、それに準ずる家庭が準要保護児童になる。

一つ、小学校1年生、中学校1年生の新入学学用品費で別途支給しており、ランドセルは社会福祉協議会が別途補助している。

一つ、要綱は入学している子どもとなっており、就学前に新入学学用品費を支払うことは出来ないが、先般、国の制度変更があつて就学予定となつたので要綱を改正して就学前に支払うことが出来るように検討している。

一つ、対象者は、28年度で要保護児童が小学生・中学生合わせて14名、準要保護児童が小学生・中学生合わせて176名で合計190名に就学援助をしている。

一つ、準要保護児童対象者の認定要件は様々であるが、児童扶養手当を支給されているものが主なものである。

一つ、ふるさと納税は歳入の決算額の中で、それぞれの申し込みのあつた用途・目的で分けており、交通安全対策費のように括弧書きで充当したことを記載して残している。

一つ、桜川排水機場のバッテリー交換、中央監視装置の更新工事はメーカーの特殊性があり随意契約にしているが、近隣の自治体と比較しても金額は妥当と考えている。

一つ、自家発電機はあくまで停電時の緊急時に使用するものであり、今回は停電がなかったので使用していない。

一つ、桜川水門を現在地に動かした際に、元のポンプを使用しているが、地球環境が変動しているので桜川の再度のかさ上げ検討とポンプの能力を大きくするよう県に要望しようと考えている。

一つ、島の診療所については、薬はその都度購入して診療所内で出しており、ジェネリックで対応できるものはしている。

一つ、調剤薬局でも家庭で余っている薬はありませんかという取り組みも行なっているので、町としても啓発活動に力を入れていこうと考えている。

一つ、現在、特別養護老人ホームの「桃陵苑」・「かざみ鳥」に入りたいと申し込みをしている人は要介護3以上だけでなく要介護1からの人も含むので100人以上であるが、他の施設に入院中など県の調査で真の待機者は20名程度と考えている。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第1号及び議案第4号から議案第9号については委員会として原案を可決し、議案第10号から議案第16号については、委員会として原案を認定した。

またその他として、執行部より5件の報告がありました。

以上報告いたします。

議長（志村 忠昭）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして9月20日に開催されました建設産業民生常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。

建設産業民生常任委員会委員長、金井浩三君。

建設産業民生常任委員会委員長（金井 浩三）

おはようございます。

平成29年9月20日に開催した建設産業民生常任委員会の結果を次のとおり報告致します。

審議事項。

議案第2号、多度津町火葬場設置条例の一部改正について。

議案第3号、多度津町風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について。

議案第17号、工事施行変更協定の締結について（栄町地区緊急避難路整備事業栄町地区緊急避難路跨線橋設置工事）。

議案第18号、香川県広域水道企業団の設置について。

審議結果。

議案第2号、議案第3号、議案第17号及び議案第18号について、委員、傍聴議員より。

一つ、風致地区とはどういうところがあたるのか。

一つ、協定金額の増額分3,148万円の詳細な内容は。

一つ、前回の変更の時に、もう上がらないとの話があったがどうなのか。

一つ、J Rの関連企業以外を使う方法は考えないのか。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より。

一つ、風致地区は、桃陵公園内にほぼ集約されており、一太郎やあい像のところから、出会いの広場にかけてとなる。

一つ、増額分の内訳、上部工とした鳥害対策として通路上部にワイヤーを1,000mの施工で150万円。目の不自由な人用の特殊タイル500枚と通常タイル1万4,000枚の設置に1,250万円。これは詳細設計で見込んでおいたが最終的にJ R側が考慮した上で使用が決まった部分について増額となった部分である。あと照明器具が維持管理上の問題や照度の関係で町の方からスポットライトを追加し1,150万円。下部工での鳥害対策として橋脚の張り出し部分に防護柵を設置に150万円。排水設備として、道路上の排水路まで繋ぐ追加工事が100万円。これらによりJ R側の事務費もかかり、追加変更金額が3,148万円となる。

一つ、町としても増額はないと認識していたが、J R側からは当初これらは入っていなかった見解である。

一つ、この協定は、J R四国と多度津町の協定であり、工事に関しては工事会社とJ R四国との契約なのでその中に多度津町は入れない。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第2号、議案第3号、議案第17号及び議案第18号については、委員会として原案を可決した。

またその他として、執行部より他4件の報告があった。

以上終わります。

議長（志村 忠昭）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

日程第3、議案第1号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結致します。  
これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。  
よって、討論を終結いたします。  
これより、議案第1号についてを採決いたします。  
本案は、委員長報告の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。  
よって本案は、原案の通り可決する事に決定いたしました。  
日程第4、議案第2号、多度津町火葬場設置条例の一部改正についてを、議題と致します。  
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結致します。  
これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。  
これをもって、討論を終結いたします。  
これより、議案第2号についてを、採決いたします。  
本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。  
よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。  
日程第5、議案第3号、多度津町風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正についてを、議題と致します。  
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結致します。  
これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。  
これをもって、討論を終結いたします。  
これより、議案第3号についてを、採決いたします。  
本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。  
よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。  
日程第6、議案第4号、平成29年度多度津町一般会計補正予算 (第3号) を議題といたします。  
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結致します。  
これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。  
これをもって、討論を終結いたします。  
これより、議案第4号についてを、採決いたします。  
本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。  
よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。  
日程第7、議案第5号、平成29年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算 (第1号) を議題と致します。  
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第5号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第8、議案第6号、平成29年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第6号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第9、議案第7号、平成29年度多度津町特別会計公共下水道補正予算(第2号)を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第7号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第10、議案第8号、平成29年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第8号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第11、議案第9号、平成29年度多度津町水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結致します。  
これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。  
これをもって、討論を終結いたします。  
これより、議案第9号についてを、採決いたします。  
本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。  
よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。  
日程第12、議案第10号、平成28年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。  
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結致します。  
これより、討論に入ります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

尾崎忠義議員。

議員 (尾崎 忠義)

10番、尾崎忠義でございます。  
私は、議案第10号、平成28年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定について、次の点で反対討論をいたします。  
平成28年度多度津町一般会計歳入歳出決算では、款1. 議会費では、香川人権研究所会費2万円、款3. 民生費では、人権同和施策事業費として343万7,742円、款10. 教育費では、人権同和教育事業費151万2,164円の計496万9,906円が支出され、決算をされております。  
同和問題は、日本社会の歴史的経緯の課程で形づくられた身分的差別により、日本国民の一部の人々が日常生活の上で差別を受けるなどをしている我が国特有の人権問題であります。  
世界と日本の状況の中で、部落問題は基本的に解決過程にあると言える状況

に到達をしております。

しかし、それに逆行して昨年12月「部落差別解消推進法」が成立しました。その背景として、部落問題解決の過程の現状が一般国民に十分理解されていない状況も利用し、市民と野党の共闘にくさびを打つ狙いもあると指摘されております。

市民運動が広がる中で社会の分裂、分断、非和解を助長する動きも激しくなりつつあり、個人の尊厳を保障する社会への前進に関わる理論的、実証的探求が重要になってきております。

この部落差別解消推進法は、法案提出の「理由」には「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別の状況の変化が生じていることを踏まえ」「日本国憲法の理念にのっとり」「部落差別のない社会を実現する為」「基本理念を定め」と記されています。

一見もっともな内容のようですが、部落問題の主たる属性は、封建的身分の残存です。

忌避と侮蔑及びそれに伴う貧困を克服し、「部落」と「部落」外の人々が地域や全国で融合することが、部落問題解決の道筋であり、その基礎的条件は、新憲法制定を初めとする戦後改革で成立したわけであります。

そして50年代半ばからの民主主義的高揚と高度経済成長と社会構造の変化により、「部落」の人々雇用が促進され、地域の閉鎖性が打破され「部落」内外の障壁の崩壊が進み、様々な格差が縮小し、居住や結婚の自由も拡大したわけであります。

部落問題の解決は、高度経済成長政策の行き詰まりやバブル経済の崩壊後の国民一般の犠牲強化の中でも、不可避免的に前進し、今日、部落差別は基本的には解決したと言える段階に到達しつつあるような状況であります。

インターネットによる匿名の人権障害が増加する傾向が見えますが、しかしそれは主として経済的格差を拡大させている人間軽視の国政に起因する状況であると思われまます。

「部落差別の解消の推進に関する法律」は、時代錯誤であり、部落問題に新たな障壁を作り出すものであり、元々部落問題は、近代社会への移行の際に徹底した民主主義が実現せず、社会の仕組みに前近代的なものが再編成された結果、新たに生み出され残されてきた問題であります。

部落問題の解決された状態とは、①部落が生活環境や労働、教育などで周辺地域との格差が是正されること、②部落問題に対する非科学的認識や偏見に基づく言動がその地域社会で受け入れられない状況が作り出されること、③部落差別に関わって部落住民の生活態度、習慣にみられる歴史的後退性が克服されること、④地域社会で自由な社会的交流が進展し、連帯、融合が実現

することであり、特に重要な点は、差別事象が起きてからそれを問題化して取り上げるのではなく、常日頃から部落問題に対する非科学的認識や偏見に基づく言動がその地域社会で受け入れられない状況を積極的に作り出していくことを打ち出すこと。

その結果、国民の多くが日常生活で部落問題に直面することはほとんどなくなり、新たに部落問題に関心を寄せる若い世代も急速に減少することになりましたが、この事実は部落問題解決の著しい前進とともに喜ばしいことと評価できるものであります。

したがって、議案第10号、平成28年度多度津町一般会計歳入歳出決算での計496万9,906円は、①台風18号による床上浸水83軒、床下浸水192軒の被害にあわれた町民の方への災害支援金や費用として使うべきものであり、②離島住民の皆さん方への生活支援金や要望実現のために使うべきであり、③教育行政における現場教師職員の職場、勤務改善や教職員の増員に使うべきものであり、私は改善すべき点があるので反対をいたします。

以上であります。

議長（志村 忠昭）

他にありませんか。

ないようですので、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第10号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

議長（志村 忠昭）

起立多数と認めます。

よって本案は、原案の通り認定する事に、決定いたしました。

日程第13、議案第11号、平成28年度多度津町特別会計国民健康保険歳入歳出決算認定についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第11号についてを、採決いたします。  
本案は、委員長報告の通り、認定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。  
よって本案は、原案の通り認定する事に、決定いたしました。  
日程第14、議案第12号、平成28年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所歳入歳出決算認定についてを、議題と致します。  
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結致します。  
これより、討論に入ります。  
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。  
これをもって、討論を終結いたします。  
これより、議案第12号についてを、採決いたします。  
本案は、委員長報告の通り、認定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。  
よって本案は、原案の通り認定する事に、決定いたしました。  
日程第15、議案第13号、平成28年度多度津町特別会計公共下水道歳入歳出決算認定についてを、議題と致します。  
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結致します。  
これより、討論に入ります。  
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。  
これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第13号についてを、採決いたします。  
本案は、委員長報告の通り、認定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。  
よって本案は、原案の通り認定する事に、決定いたしました。  
日程第16、議案第14号、平成28年度多度津町特別会計介護保険事業歳入歳出決算認定についてを、議題と致します。  
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結致します。  
これより、討論に入ります。  
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。  
これをもって、討論を終結いたします。  
これより、議案第14号についてを、採決いたします。  
本案は、委員長報告の通り、認定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。  
よって本案は、原案の通り認定する事に、決定いたしました。  
日程第17、議案第15号、平成28年度多度津町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定についてを、議題と致します。  
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結致します。  
これより、討論に入ります。  
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。  
これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第15号についてを、採決いたします。  
本案は、委員長報告の通り、認定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。  
よって本案は、原案の通り認定する事に、決定いたしました。  
日程第18、議案第16号、平成28年度多度津町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを、議題と致します。  
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結致します。  
これより、討論に入ります。  
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。  
これをもって、討論を終結いたします。  
これより、議案第16号についてを、採決いたします。  
本案は、委員長報告の通り、認定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。  
よって本案は、原案の通り認定する事に、決定いたしました。  
日程第19、議案第17号、工事施行変更協定の締結について（栄町地区緊急避難路整備事業栄町地区緊急避難路跨線橋設置工事）を、議題と致します。  
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結致します。  
これより、討論に入ります。  
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。  
これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第17号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第20、議案第18号、香川県広域水道企業団の設置についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

尾崎忠義議員。

議員 (尾崎 忠義)

少し長くなりますけどご容赦願いたいと思います。

10番、尾崎忠義でございます。

私は、議案第18号、香川県広域水道企業団の設置について、次の点で反対討論をいたします。

この議案は、本町発足以来永々と経営してきた多度津町民にとって、1日も欠かすことのできない水道水は、水道水源として最も適した地下水からそのほとんどが作られ、私たちの水は夏冷たく冬は暖かい県下一おいしい水、命の水は地下水としての独自水源である水道水を供給してきた町営水道事業の経営に関する事務等を中止し、県下一円で共同事業とするために設置する香川県広域水道企業団に参加するための議案であり、やがては町営である町の水道課が廃止される極めて重大な議案であります。

町営上水道事業になる以前は、旧多度津町内では昔から飲料に適する淡水の湧出するところが至って少なく、わずかに西浜町の稲荷下、田町の白鬚神社付近、家中の御殿屋敷の柳の浦、その他2、3ヵ所程度と北嶋仁王門前の大井戸などで、これらの深井戸から毎日担い桶や木箱の箱車などで運び、町内需要者に一荷2銭、3銭として供給していたいわゆる水売り業者がいたわけでありました。

合併した村々の中には、比較的良質の飲料水に恵まれた地区もあって、特に

四箇地区永井の湧水、葛原、南鴨地区の豊富な湧水、北鴨仁王門前の深井戸などは水質が良好で酒造用水として近年まで重宝されていたところであります。

大正13年4月当町の室寿一郎氏が私設水道を開業したので、旧町内の大部分はこの水道で賄われ、給水戸数743戸、給水人口1,200人、初めは配水状況もよかったですのですが、歳月が経つにつれて、その機能は低下し、特に戦時中から終戦前後にかけては、時間給水のため、バケツ行列もしばしばであって不便この上もなかったということでありました。

この水道問題の解決は急速に望まれたので、昭和25年、武田明町長は町営による上水道設置を決意し、町議会の同意を得て、この設置について中央官庁にしばしば陳情をしたわけであります。

この間、最も水に困窮していた東浜地区の武田勇、信濃勇両町議は、水道設置のため大いに尽力したとのことであります。

やがて中央官庁の認可により、昭和25年4月、北鴨地区に鑿井（さくせい）径12インチ（33cm強）、深さ350尺（100m強）を竣工し、また、桃陵公園山上に貯水池を設け、その後、毎年施設の拡充を続け、現在では市街地はもちろんのこと陸地部の各地にまで及ぼし、配水管の延長は延べ69,726m、簡易水道用として2,147mがあり、深、浅井戸計6カ所の水源井戸を持ち、1日15,000tの揚水能力を確保していたわけであります。

このため他市町にみるような濁水等による停水、断水などは、これまでに全くなく、最も良好な水脈に恵まれているといえます。

また、水質の良好さも認められ、工場用水にも利用され、特に各汽船会社（船会社）からの強い要望もあって、昭和30年6月から多度津港棧橋より船舶給水も実施しても、なお余裕のあった現状だったと言われております。

ちなみに町営上水道の設置当時は、私設室水道の配水管を借上げて使用しておりましたが、昭和28年7月山崎町長の当時、これを全部町において買収し、老朽配水管等を新品と取り替え、町営上水道1本とし、現在に至っているわけであります。

立地条件等で上水道敷設のできない島嶼部その他については、簡易上水道を設置したのが当時の現状であり、町ではこの水道事業に対し、一課を設け（事業部）、会計は特別会計に属していた分けであります。

昭和36年度末における当時の上水道に関する施設は、水源地として、浅井戸3、深井戸3、取水ポンプ計4台、送水ポンプ計4台、急速ろ過装置、日量1万m<sup>3</sup>、調整池2、浄水池1、容量1万m<sup>3</sup>、また簡易水道として集水井5、送水ポンプ5台、貯水池3、他に配水管、簡易水道用配水管があったと記録されております。

その後、水道事業の経過を多度津町で見ますと、昭和30年四箇村と白方村との合併（昭和29年5月）に伴い、両地区に簡易水道を敷設、昭和31年葛原八幡地区へ簡易水道を敷設、白方地区の307戸へ給水を開始、昭和32年見立地区、葛原下所地区へ簡易水道の敷設、昭和33年袖地区に給水を開始、昭和35年葛原大木に大木水源地を新設、北鴨水源地に急速ろ過装置を新設、昭和40年北鴨水源地に沈殿池を新設、計画給水人口19,000人、計画1日最大給水量9,000m<sup>3</sup>を実現、昭和45年青木北山配水池新設、昭和47年香川用水の受水用送水管敷設及び遠方監視制御装置新設、昭和49年県営水道の受水開始、給水人口20,571人、1日最大給水量11,950m<sup>3</sup>、昭和52年北鴨水源地へ水道課が現在の北鴨庁舎へ移転、平成元年離島送水私設整備事業の推進工事を実施。

そして町には2ヵ所浄水場があり、平成14年に完成した平湊浄水場と水道事業創設時から運転している北鴨浄水場があり、平湊浄水場については、浅井戸系の硝酸性窒素やクリプトスポリジウム原虫類による汚染が懸念され、その事業の一環として、浅井戸系の水質汚染に対処するため、国、県の特別支援を受けて、全国的にも珍しい大規模施設として、平成10年度より平湊浄水場高度処理（膜ろ過）施設整備事業、総事業費26億6,600万円、施設能力は最大取水量9,900m<sup>3</sup>/日、最大配水量が8,415m<sup>3</sup>/日、浄水処理設備、排水処理施設、薬品洗浄設備をあわせて持つ「多度津の21世紀の水を担う」施設としての事業に着手し、平成15年3月に完成し、町民が将来にわたって安心でき、より安全で健康を守る水道水の供給が確保されたわけであります。

また平成4年高見島への送水施設が完成、平成5年佐柳島への送水施設が完成、平成10年北山配水池増設、北鴨浄水場改修。

そして1994年（平成6年）の異常渇水により早明浦ダムの貯水量が極端に減少し、香川用水の取水制限を受け、安定した新たな水源の確保、開発は「21世紀のくらしや産業」に不可欠なものとして予備水源の確保や、また金倉浄化センター、水環境処理施設によって供給される農業用水は1日2,000m<sup>3</sup>であり、渇水時にも安定した水源として利用が可能となっております。

多度津町では、早くから循環型社会の到来とその必要性を予測し、国土交通省、環境省、農林水産省、香川県と連携して安全、安心な高度処理水としての多度津町再生水利用計画が実現したことであります。

この「水環境ネットワークシステム」により農業用水に2,000m<sup>3</sup>/日、せせらぎ水路に45m<sup>3</sup>/日、親水公園に2,455m<sup>3</sup>/日、河川放流に5,500m<sup>3</sup>/日となっております。

水は限りある大切な資源であり、安全でおいしい水を明日の未来の子どもたちに届けるためにも、計画的に古から自然に恵まれた多度津町の環境を守り、それを次世代までにずっと残し続けるため、水道事業に携わる町職員一

丸となって守り続けてきたわが多度津町の水道事業は、昭和26年から実に76年間の歳月と町有財産としての費用をかけており、歴史ある現在のおいしくて安全な多度津の水を継続していかなければなりません。

本来水道は、憲法25条の生存権の保障を具現化するために位置づけられた事業であり、2014年に施行された水環境基本法でもその基本理念（第3条2項）で「水が国民共有の貴重な財産であり、全ての国民がその恵沢を将来にわたって享受されることが確保されなければならない」、しかし、現在出されている水道法「改正」は憲法の下での水道事業の本質を捻じ曲げるものです。

現在55カ所ある浄水場を26カ所にする。

半分以上の浄水場を運用停止し、水源の整理を行うとしていますが、そのうちの1つが北嶋の浄水場となっております。

北嶋浄水場の廃止、縮小は自己水源を放棄し、香川用水への依存度を高めることとなります。

しかし水源とする香川用水では、42年間で29回の取水制限が行われ、現在早明浦ダムの運用から43年目を迎えましたが、この間ダム貯水率ゼロの事態は、1994年、2005年、2008年の3回発生しており、平成6年（1994年）の大渇水で取水制限は139日間に及びました。

先日の台風18号は大型台風による降雨にもかかわらず、その後早明浦ダムの貯水率は63.6%で例年の73%にしかありません。

このように天候に左右される不安定な水源を主とする県下一本化の水道事業は、県民に責任を持てる水道事業とは言えません。

また、公営事業の運営方式のもと変更を経ながら、一貫して消費者、利用者参加が図られてこなかったことが、日本の水道システムの構造的欠陥を改善できなかった土台にあったことでもあります。

そして「事業存続のための利用者」という「上水」需給事業の主客転倒が生じかねない政策論議がまさに進んでおり、法、経済、経営問題とともに「水」行政全体の民主化に向けた情報開示、利害当事者が「命とくらしと健康」に関わる水問題に広く参加する政策論議が求められている中で、水道利用者であり、料金を支払っている町民への説明もなく、議会で一方的に決めてしまうところに行政責任として大きな問題があるということでもあります。

また、そのためには多度津独自水源を守り、財政的には厳しいかもしれませんが、町民一丸となって「水」は公共物であり、国民財産でもあり、そして水道事業の公共性、「水は自治」の立場から、また「給配水事業システムの危機」を理由に水道管理行政の分離、分割体制がもたらす問題、「水循環基本法」に盛り込まれた集権化、また水道法「改正」の問題点と水道事業の現状解決に水利用者としての国民的観点を欠いております。

そして、水道事業の広域化、事業統合の推進は地方自治体の権限を外し、やがては民間に解放することになります。

また、事業広域化が新たな「自治体合併誘導策」になることにもなります。

そして何よりも大事なことは、水道事業体の規模と形態には、地形や水利などの条件に左右されるために、水道法第2条の2では「地方公共団体は当該地域の自然的、社会的、諸条件に応じて、水道の計画的整備に関する施策を策定し」と定めており、一律的な県下広域化には大きな問題があり、公共の福祉から逸脱し、地域の将来水源が不安や不安定となることにもなります。

したがって、議案第18号、香川県広域水道企業団の設置については、町民との関わりが最も深く密接なものであり、議会で一方的に決めてしまうのではなく、情報開示を受益者に対して行い、十分な説明をして合意を得ることが必要であるので、反対をいたします。

以上。

議長（志村 忠昭）

他にございませんか。

ないようですので、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第18号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

議長（志村 忠昭）

起立多数と認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第21、閉会中の継続調査についてを、議題といたします。

この件につきましては、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております通り、閉会中の継続調査の申出がありますので、お諮りいたします。

各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出の通り、閉会中の継続調査に付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出の通り、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議されました議案は、全て終了いたしました。

これにて、平成29年第3回多度津町議会定例会は閉会をいたします。

長時間にわたってご審議、ご協力ありがとうございました。

閉会 午前10時07分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成 29 年 9 月 22 日  
第3回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記